

6 貸付制度

	生活福祉資金の貸付
--	------------------

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図ることができる場合に、低利または無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

なお、資金の種類および貸付用途、貸付要件等がありますので、貸付が受けられるかなどの詳細は担当窓口にお問い合わせください。

○貸付対象 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の
属する世帯(他制度優先)

○窓口 松本市社会福祉協議会 生活福祉課 電話25-7311 FAX27-2239

※生活福祉資金借受者が負担した利子について、補助を受けられる場合があります。
(松本市役所 福祉政策課)

	交通遺児等貸付
--	----------------

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の遺児等で、中学生以下を対象に無利子で資金をお貸しする制度です。

○貸付額(1人あたり)

はじめに一時金 155,000円

以後月額20,000円又は10,000円、入学支度金(小中学校) 44,000円

○窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所
電話026-480-0521 FAX026-263-1570